

令和元年度 防府市子ども・子育て会議（第2回）会議録（要旨）

1 日 時	令和元年10月10日（木） 午後1時15分～午後3時
2 場 所	防府市役所1号館3階 南北会議室
3 出席者	<p>【委員】 松田委員、岩城委員、村田委員、池永委員、今川委員、 廣森委員、高山委員、大濱委員、上司委員、東福委員、 松永委員、山崎委員、宮本委員、内田委員、正長委員、 山野委員 ※欠席 柴田委員、島田委員、木原委員</p> <p>【行政推進委員】 工藤健康福祉部次長兼健康増進課長、 岡本学校教育課長</p> <p>【事務局】 熊野健康福祉部長、入江健康福祉部次長、 貞平子育て支援課長、大濱子育て支援課長補佐、 金子子育て支援課子育て支援係長、 西上子育て支援課保育係長</p>
4 傍聴者	なし
5 議 題	(1) 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画案について (2) その他

1 開会

2 議事

○ 会議の成立

【事務局】

- ・出席委員16人で総委員数の19人の半数を超えており、防府市子ども・子育て会議条例第6条3項の規定により、会議の成立を宣言。

(1) 第2期防府市子ども・子育て支援事業計画案について

① 第1部序論の変更点について

- 第1回会議時からの修正内容を報告。

【事務局】

- ・1P 「計画策定に当たって」の一部削除と2Pの一部との統合
- ・4P 世帯数の増加原因（高齢化・未婚化）を追記
- ・8P H29出生数データの追加等
- ・47P 公園に関する課題の変更（～適切な配置と整備推進に変更）

【委員】

放課後児童健全育成事業において、6年生の利用希望が高いのはなぜか。

【事務局】

高学年の受入れは、最近のことなので、希望が多くなっていると思われる。

【委員】

防府市の合計特殊出生率が近年高い理由は。

【事務局】

次回までに確認してお答えしたい。子どもが減っている中で分母の母親の数の減少によるものと思われる。

【委員】

事業実績の子育て支援の人づくりにおいて、実施状況は人数がよいのでは。

【事務局】

担当課へ照会する。

② 第2部 防府市子ども・子育て支援の基本的考え方について

○第2部の内容を以下のとおり説明。

【事務局】

・1 基本理念は、第1期計画の内容を継承し、「子どもの輝く笑顔 夢を育むまち 防府」とする。これは、市の最上位計画である第4次防府市総合計画の目標である「人の元気・まちの元気」に基づく。

・基本理念に基づく、子ども・子育て支援における6つの基本的目標を設定。第1期計画が次世代育成支援計画を継承したものであり、第2期計画においても内容を包括していることから、施策の体系も基本的には引き継がれる。

・1 子育て家庭を支援する体制づくりは、子育て家庭の利用者のニーズを踏まえた教育・保育の充実や子育てに関する情報提供など、一人ひとりに、寄り添った支援体制づくりを図るもの。施策の目標は、養育支援の充実、相談支援体制の整備、経済的な支援の拡充、保育サービスの充実、子育て支援の人づくり、子どもの居場所づくりの6つ。

・2 子どもを健やかに生み育てる環境づくりは、妊娠・出産時に適切な保健医療サービスを提供し、子どもと母親の健康に配慮した環境づくりを行うもの。施策の目標は、安心して妊娠、出産できる環境の確保、子どもの

健康管理の充実、思春期における保健指導の3つ。

・3心身の健やかな成長を育む教育環境づくりは、学校家庭地域で連携して、子どもの「生きる力」を育み、青少年の非行被害防止活動の推進も行うというもの。施策の目標は、学校の教育環境の整備、家庭や地域の教育力の向上、子どもを取り巻く有害環境対策の推進、未来の親意識の醸成、食育の推進の5つ。第1期計画では、この部分に、乳幼児と触れ合うことができる機会づくりを進めるという「親育ちの過程の支援」という目標があったが、第2期計画では④の未来の親意識の醸成という目標と一緒にして1つの目標とする。

・4仕事と子育てが両立できる環境づくりは、育児休業や短時間労働制度を啓発するとともに、保育が利用できる環境整備を行うもの。施策の目標は、ワーク・ライフ・バランスの実現となる。すぐに聞いて分かりやすい名称に変更をしている。

・5支援が必要な子ども・家庭への支援体制づくりは、ひとり親や障害のある子どもや児童虐待のある子どもに対して、関係機関で連携し、個別に支援を行うというもの。近年子どもの貧困に関する対策が求められており、国でも大綱に基づき、施策の整備を行うことが予想される。本市でも、子ども・子育て計画に内容を盛り込むことを検討し、調査も独自に行ったところ、生活困難世帯に対しては、様々な支援が必要ということもあり、相談から支援へ繋げていける体制づくりが求められている。施策の目標は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実、社会的養護の促進、子どもの貧困対策の5つ。

・第1期計画では、配慮が必要な子ども・家庭への支援体制づくりという目標の名称だったが、今後支援が必要な子ども・家庭が増えることも予想されることから、名称を変更している。

・6安心して子育てできる安全な環境づくりは、子どもが安心して生活できるような環境づくりを進めていくもの。施策の目標は子どもの安心・安全の確保、生活環境の整備ということで、基本的目標や施策の目標に「安全」という文言を今回付け加えている。

・5 5P に、計画の基本的目標と施策の目標を体系図として掲載。右側部分の施策の目標に、関係各課が実施する各施策が続いていくという体系。

【委員】

47Pに「安全・安心」とあるが、別の箇所には「安心・安全」となっているので統一する必要がある。

【事務局】

全庁的に計画における記載の仕方を確認したい。

【委員】

ニートやひきこもりについては説明がいるのでは。

【事務局】

注釈で対応したい。

【委員】

基本的目標である仕事と子育てが両立できる環境づくりにおいては、始めにワーク・ライフ・バランスの説明がいるのでは。「また」を使用する際の改行も統一した方がよい。

【事務局】

文書内容の精査をする。

【委員】

計画の基本的目標における、（5）支援が必要な子ども・家庭への支援体制づくりにおいて、「ノーマライゼーション」に加えて、「ユニバーサルデザイン」という言葉を入れてほしい。

【事務局】

検討する。

【委員】

計画の基本的目標における「（5）支援が必要な子ども・家庭への支援体制づくり」における、施策の目標のうち「社会的養護」という部分は、家庭養育優先の原則により、「社会的養育」という言葉がよいのでは

③ 第3部 事業計画について

○第3部の内容を以下のとおり説明。

【事務局】

- ・ 3部は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する設定の部分になり、国の子ども・子育て支援事業計画における基本指針で示されている、幼児教育と保育に特化した部分。
- ・ 1教育・保育提供区域の設定は、これまでと同様、認定こども園・幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や市で確認を行った小規模保育事業や事業所内保育事業などの特定地域型保育事業は市全域を1つの提供区域とする。
- ・ 例外として留守家庭児童学級や児童館の留守家庭児童クラブは、実際の利用が小学校区ごととなっていることから、この1つの事業だけは、小学

校区を提供区域とする。

- ・2 教育・保育の提供体制の確保については、教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）をニーズ調査による今後の利用希望や事業実施状況を踏まえて設定。また、それに対応するサービスの提供量（確保方策）を設定する必要がある。

- ・量の見込みの推計方法は、アンケートによるニーズ調査に基づき、国の基準により、両親ともにフルタイムで働いている世帯や専業主婦のいる世帯、ひとり親世帯などの家庭類型別に振り分けを行い、さらに利用希望率などを掛けて算出している。

- ・令和2年度から令和6年度までの認定こども園や幼稚園、保育所の量の見込みと確保方策を設定する必要がありますが、現在調整中である。

- ・（2）教育・保育の一体的提供の推進については、幼児教育・保育において、適切に施設を利用できるよう、引き続き施設の意向に即して、認定こども園への移行を促進し、教育保育の一体的な提供の推進に努める。

- ・（3）教育・保育の質の向上については、引き続き、幼保小の連携ができるような環境づくりに努め、支援が必要な子どもに対応できる人材の確保などに努める。

- ・（4）産後の休業及び育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用の確保については、育児休業満了時から保育を利用できるように、企業への啓発や環境整備について検討する。

- ・3 地域子ども・子育て支援事業の充実については、1 利用者支援事業については、教育保育施設や地域の子育てに関する事業を円滑に行うため、本市全体の中に相談機関として、市子育て支援課と市保健センターの子育て世代包括支援センター2か所設置されているため、量の見込みは1、確保方策は2ということになる。

- ・2 地域子育て支援拠点事業については、平成29年度に新田保育園で一か所増えて保育園8か所で実施されている。令和2年度以降の量の見込みは、30年度の実績ベースで算出。

- ・3 妊婦健康診査については、0歳の推計人口を年間受診者とし、14回受診する見込みで年間延べ受診回数を算出。

- ・4 乳児家庭全戸訪問事業についても、0歳の推計人口をそのまま用いている。

- ・5 養育支援訪問事業とその支援者のスキルアップを図る「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」については、ニーズ調査の算定対象外ということで、平成27年度からの事業実績により量の見込みとしている。

- ・6 子育て短期支援事業のショートステイについても、ニーズ調査による数値は実績と比較すると過大となるため、事業実績により量の見込みとし

ている。

- ・7子育て援助活動支援事業のファミリー・サポート・センター事業については、ニーズ調査で、量の見込みが把握できなかったため、実績に基づく量の見込みとしている。

- ・8-1幼稚園の一時預かり事業については、1号認定分に関しては直近の一時預かりの利用申請数から推計。2号認定分に関しては実績内訳が把握できないため、ニーズ調査の数値を使用。

- ・8-2幼稚園以外の一時預かり事業については、ニーズ調査では過大な数値であるため、一時預かりは実績から推計し、子育て短期支援事業のトワイライトステイは実績により量の見込みとしている。

- ・9延長保育事業についてもニーズ調査の実利用者数が過大であり、ニーズ調査の数値に補正を加えた数値を量の見込みとしている。

- ・10病児保育事業については、市内で1か所実施され、施設の利用可能人数が、概ね2,000人としている。利用実績と比較してニーズ調査の数値が近いということから、その数値を適用している。病気の流行により、突発的なニーズの高まりもあることから、施設の増設は、引き続き検討をしていく必要がある。

- ・11放課後児童健全育成事業については、調整中であり次回説明する。

- ・12生活保護世帯に対する実費徴収に係る補足給付事業や13多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、第1期から量の見込みと確保方策の設定は必要とされていない。

- ・(2)地域子ども・子育て支援事業の質の向上については、⑤養育支援事業につきましては、今年度10月から子育て支援課のこども相談室に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、児童虐待対策を強化しているので、より事業の効果的に実施する必要がある。

- ・⑩病児保育事業については、昨年度から県内で広域協定を締結し、他市町においても利用できるようになっており、施設の増設は、今後の動向を視ながら検討していく。

- ・⑪放課後健全育成事業は、開所時間も平成28年度から18時30分まで延長するとともに、放課後子ども総合プランにより、留守家庭児童学級・留守家庭児童クラブと放課後子ども教室との一体的な実施も行っている。量の見込みと確保方策とあわせて、次回に説明する。

【委員】

育児休業法が改正され2歳まで育休を延長できるようになったが、育児休業満了時（原則1歳到達時）から保育を利用できるように、企業への啓

発や環境整備を検討するのか。

【事務局】

育児休暇中に、保育を利用している子どもがいる場合は1歳到達時までとしているが、計画中の記載内容が分かりづらいので修正したい。

【委員】

障害児の受入れに対応するために、保育園に対する支援をお願いしたい。

【事務局】

今後、検討していきたい。

【委員】

ショートステイの量の見込みは、実績ではなく、ニーズ調査による数値とできないか。

【事務局】

状況を確認し、どの数値がよいか検討したい。

【委員】

子育てサロンに参加した母親が、支援者となる仕組みづくりができればと思う。子育て支援の人づくり事業において、人件費に充てることができればよい。

乳幼児と高校生のふれあい体験を実施したが、参加者にとって大変よい機会となった。SNSからの情報発信や保健センターでの声掛けにより参加者が多かったようである。関係課の連携による情報発信が重要なので、引き続き協力をお願いしたい。

【委員】

子どもの貧困調査に関して、他の市町のデータを見てみたい。

【事務局】

参考となるものを提示したい。

3 閉会

【事務局】

- 長時間にわたる審議、検討に感謝申し上げる。
- 次回開催については、11月8日の午後を予定している。正式に決まり次第、案内を差し上げる。